

小梨10区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	H27年12月11日	令和3年3月25日
対象地区名(地区内の集落名)		
小梨10区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	84.55 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.50 ha
(備考)	

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・中心経営体である法人の高齢化及び後継者不足。
- ・小区画・急傾斜等により条件の悪い農地を今後どのようにしていくか。
- ・法人が集積する以外の農地(主に畑)の維持管理をどのようにしていくか。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

小梨10区の農地利用は、中心経営体である2法人及び認定農業者1経営体が担っていくほか、中山間地域等直接支払協定組織や多面的機能活動組織が連携して農地の保全に努める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 基盤整備への取組	農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、小梨地区において基盤整備に取り組む。
(2) 耕作放棄地の解消・再生利用	中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防止するとともに、発生した場合は効果的な事業の活用を検討し関係部署と連携し解消に努める。
(3) 鳥獣被害防止対策の取組	地域による鳥獣害対策(主にニホンジカ)として、侵入防止柵の設置や狩猟免許の取得促進などに取り組む。
(4) マスタープラン話合いの継続	マスタープランの実践のためには、話合いの継続は重要であり、各地区において、様々な話合いの機会を利用しながら、マスタープランに係る話合いを継続する。
(5)	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	1 人	2 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注: 基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	49.70 ha	84.55 ha	59 %
今後	50.20 ha	84.55 ha	59 %